

埼機基発第 245 号

平成 28 年 9 月 1 日

事業主様

事務担当者様

さいたま市大宮区櫛引町1-3

埼玉機械工業厚生年金基金

「基金掛金・厚生年金保険 保険料額表」の送付について

平素より、当厚生年金基金の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 9 月（10 月末納付）分以降の基金掛金・厚生年金保険 保険料に適用されます料率につきまして、「基金掛金・厚生年金保険 保険料額表」を別紙のとおりご案内いたします。ご担当者様におかれましては、こちらをご参考のうえ事務処理を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

《ご参考》

厚生年金保険の保険料率は、平成 16 年の法律改正により、平成 16 年 10 月から毎年 0.354% ずつ、平成 29 年 9 月まで段階的に引き上げられます。平成 28 年 9 月（10 月末納付）分からの保険料率は、下記のように改定されます。

| | | |
|------------------------------|---|---|
| 平成 28 年 8 月分までの 厚生年金保険料率 | ⇒ | 平成 28 年 9 月分から平成 29 年 8 月分までの 厚生年金保険料率 |
| 178.28 （単位：1000 分の 1） | | 181.82 （単位：1000 分の 1） |

*尚、基金掛金率については変更ありませんので、念のため申し添えます。

《基金の掛金率と厚生年金保険の保険料率変更の摘要》

平成 27 年 12 月 15 日 (埼機基発第 279 号) 付でご案内しましたとおり、当基金は将来返上をしたため、従来基金へ納めていた「基本標準掛金 (38/1000)」は、平成 28 年 1 月 (2 月末納付) 分より国へ納めることになっております。

| |
|--|
| 将来返上後 |
| 【平成 28 年 1 月分から】 単位：1000分の 1 (平成 28 年 2 月告知分から) |

※引き続き、平成 27 年 12 月以前の加入員につきまして
遡及の「資格喪失」・「月額変更」等の異動があった場合は、基金より「基本標準掛金」分の掛金請求、還付が発生することになります。その場合は追ってご連絡いたします。

| | 事業主 | 加入員 | 合計 |
|---------------|-------------|------------|-------------|
| 基本標準掛金 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 基本特別掛金 | 16.0 | 0.0 | 16.0 |
| 加算標準掛金 | 6.0 | 0.0 | 6.0 |
| 加算特別掛金 | 3.0 | 0.0 | 3.0 |
| 事務費掛金 | 1.5 | 0.0 | 1.5 |
| 合計 | 26.5 | 0.0 | 26.5 |

※従前より、65歳以上加入員に係る「加算標準掛金」及び「加算特別掛金」は徴収いたしません。

| | 事業主 | 加入員 | 合計 |
|---------------|------------|------------|------------|
| 基本標準掛金 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

こちらが今回

181.82へ

変更になります。

| | 事業主 | 加入員 | 合計 |
|----------------|--------------|--------------|---------------|
| 厚生年金保険料 | 89.14 | 89.14 | 178.28 |

お知らせとお願い

《厚生年金保険の標準報酬月額に新たな等級が追加されます》

平成 28 年 10 月 1 日より、厚生年金の現在の標準報酬月額の等級表に新たな等級 (第 1 等級：88 千円) が追加されます。対象となる方は、日本年金機構により抽出され、月額変更処理がおこなわれる見込みです。ご多忙中、大変恐縮ではありますが、事業所様へ通知等が届きましたら、基金にもお申出いただけますよう、ご協力お願い申し上げます。

また、それに伴いまして、今回お送りする掛金額表は平成 28 年 9 月分 (10 月納付分) のみの適用となります。

埼玉機械工業厚生年金基金

Tel 048-652-1260 / Fax 048-651-2855

〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区榎引町 1 丁目 3 番地

<http://www.nenkin-kikin.jp/saiki/>